

政治団体の手引き

【保存版】

今回の手引きの配布については、政治団体の関係者の方々に、政治資金規正法の概要、寄附の制限、関係書類の手続き等について御理解をいただき、適正な政治活動を行っていただくため、県選挙管理委員会が、平成26年6月までの政治資金規正法改正を踏まえ、関係法文を実務的に解説し作成したものです。

また、この手引きの作成にあたっては、「わかりやすい公職選挙法（第15次改訂版）」、「逐条解説 政治資金規正法（第二次改訂版）」、「政治資金ハンドブック（第5次改訂版）」（全て株式会社ぎょうせい発行）、「国会議員関係政治団体の収支報告の手引（平成24年版）」（総務省自治行政局選挙部政治資金課）等を参考にしています。

令和3年12月改訂

福島県選挙管理委員会事務局

目次

I	政治資金規正法のあらまし	1
1	政治資金規正法の目的	
2	規正の方法	
(1)	政治資金の収支の公開	
(2)	政治資金の授受の規制等	
3	規正の対象	2
(1)	政治団体の定義	
(2)	国会議員関係政治団体の定義	3
(3)	資金管理団体の定義	4
(4)	資金管理団体のメリット	
(5)	資金管理団体の不動産取得の制限	
(6)	公職の候補者の定義	
(7)	租税特別措置法上の取扱いと「適格団体」の定義	5
(8)	寄附禁止の一定期間	
II	寄附の制限	6
1	寄附の定義	
2	寄附の制限	
(1)	寄附の制限対象	
(2)	政党・その他の政治団体への寄附	7
(3)	政治家個人への寄附	8
(4)	誰もがしていけない寄附	9
(5)	会社・労働組合等の寄附の制限	10
(6)	公職の候補者がする寄附の制限	
(7)	後援団体がする寄附の制限	11
(8)	その他公正な流れを担保するための措置	
参考	寄附の量的制限一覧	12
①	政治資金規正法で禁止される寄附に適用される罰則	13
②	公職選挙法で禁止される寄附に適用される罰則	
III	政治資金パーティー	14
1	政治資金パーティーとは	
2	政治資金パーティーの開催主体	

3	政治資金パーティーに関する規制	
(1)	支払者に対する告知義務	
(2)	量的制限（個別制限）	15
(3)	その他の規制	
(4)	政治資金パーティーを開催した者の寄附の制限	
IV	政治団体の各種の届出手続	16
1	政治団体の主要な届出書類一覧	
2	届出先及び提出期限	17
3	提出方法	
4	政治団体設立届	18
5	届出事項等の異動届	19
6	政治団体解散届	20
7	政治団体の届出がない団体とみなされるとき（法第17条2項該当団体）	21
8	資金管理団体指定届	22
9	資金管理団体届出事項の異動届	
10	資金管理団体指定取消届	
11	資金管理団体でなくなった旨の届	
V	政治団体の会計と収支報告書	24
1	政治団体の会計処理	
(1)	会計帳簿の備え付け及び記載義務	
(2)	会計帳簿及び領収書の保存	
(3)	政治資金にかかる金銭等の運用	
(4)	政治団体が支出できないもの	
2	会計帳簿の記載要領	
(1)	収入簿	25
(2)	支出簿	26
(3)	運用簿	28
3	会計責任者の事務の引継等	
4	収支報告書の提出	
(1)	提出期間	29
(2)	収支報告書の提出用紙	
(3)	収支報告書の記載方法	
(4)	提出場所	
5	収支報告書の閲覧等	
	（参考）収支報告書「提出用紙一覧」	30

VI	政治活動の規制	32
1	政治活動の定義	
2	政治活動の制限	
	(1) 文書と図画の掲示に関する規制	
	(2) その他の規制	
3	事前運動の禁止	34
4	選挙期間中の政治活動の規制	35
VII	政治資金と税	37
1	政治団体に対する課税	
	(1) 寄附収入に対する課税	
	(2) 事業収入に対する課税	
2	公職の候補者に対する課税	38
3	会社等の寄附に対する課税	
4	個人の寄附に対する課税	
	(1) 優遇措置の要件	
	(2) 「寄附金（税額）控除のための書類」の交付	40
	(3) 寄附金控除の額	
VIII	規正法の罰則	41
IX	各種様式の記載例	42
○	よくあるご質問	92
○	参考ホームページ	95
◎	別冊「政治資金規正法」関係様式集	
○	用語の意味	
	「法」	政治資金規正法
	「令」	政治資金規正法施行令
	「規則」	政治資金規正法施行規則
	「公選法」	公職選挙法
	「公選令」	公職選挙法施行令
	「措置法」	租税特別措置法
○	条文表記	
	「法第5条①I」	政治資金規正法第5条第1項第1号

I 政治資金規正法のあらまし

1 政治資金規正法の目的

「議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与すること」を目的としています（法第1条）。

「政治活動の公明の確保」とは、政治活動の実態を国民の前に公開し、いわばガラス張りの中において国民の不断の監視と批判の下におくことを意味し、政治資金を公開することは、政治活動の公明を確保するための手段であり、「政治活動の公正の確保」とは、さらに積極的に社会的、論理的な正義の実現を期することを意味し、政治資金の授受を量的、質的に規正することは、政治活動の公正を確保する手段であるといえます。

2 規正の方法

政治資金の規正については、

- ① 政治資金の収入・支出及び政治団体の資産を広く国民に公開し、その是非については、国民の不断の監視と批判に委ねる「政治資金の収支の公開による規正」と、
 - ② 政治活動に関する寄附について、対象者による制限や、量的、質的制限を行う「政治資金の授受の規正」等
- があります（2頁【図-1】参照）。

(1) 政治資金の収支の公開

政党その他の政治団体は、毎年1回、年間の政治資金の収支や資産等の状況についての報告書を作成し、これを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出することを義務づけられています（法第12条）。

また、この収支報告書の要旨については、官報又は都道府県の公報（県報）により公表され、その後の3年間は、誰でも提出された収支報告書の閲覧を求めることができます（法第20条①②、第20条の2）。

(2) 政治資金の授受の規制等

政治資金の流れ（授受）については、①量的な面からの制限、②寄附者側に着目した質的な面からの制限、③寄附者と寄附の対象者に着目した制限、④その他政治資金の公正な流れを担保するための措置など具体的な制限が加えられています（法第21条から第22条の9）。

また、政治資金の運用についても、政治資金を株券などによる投機的取引で運用することを制限し、会計帳簿の中に記載することを義務づけています（法第8条の3）。

	<p>② 公職の候補者の後援団体（後援会） 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（第2号団体）</p> <p>③ ①、②以外の団体で、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体（第3号団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。 ・ 特定の公職候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。
<p>資金管理団体 (法第19条①)</p>	<p>公職の候補者のために政治資金の拠出を受け、その者の政治資金を取り扱うことを目的とし、その者が代表者である政治団体のうちから指定した団体（1団体に限る）</p>

なお、外見上は文化団体、経済団体、労働団体等として政治目的以外の目的を掲げている団体であっても、事実上、D「その他の政治団体」の①、②に掲げる活動が、その団体の活動の主たる部分を占めており、かつ、その活動が組織的（団体の意思決定に基づいて、相当数の構成員が有機的に活動していること）、継続的（団体の性格、存立期間によって異なるが、通常年間を通じて活動していること）である場合には、政治団体に該当します。

したがって、たまたま選挙時において特定の公職の候補者を推薦し又は支持するような団体は、政治団体として扱われません。

(2) 国会議員関係政治団体の定義

Cに掲げる「国会議員関係政治団体」の定義が適用され、該当する政治団体には、支出について、収支報告の適正の確保及び透明性の向上のため、次のア、イの義務が課せられることとなりました。

ア 領収書の徴収、収支報告書への記載等

- ① 会計責任者は、全ての支出について領収書等を徴収し、収支報告書の要旨公表日から3年間保存しなければなりません(法第19条の9、法第16条)。
- ② 会計責任者は、全ての支出について、領収書等を徴し難い事情があるときは、領収書等を徴し難かった支出の明細書等を作成し、収支報告書の要旨公表日から3年間保存しなければなりません(法第19条の11、法第16条)。
- ③ 会計責任者は、収支報告書には、人件費以外の経費で1件1万円を超える支出については、その明細（その支出を受けた者の氏名及び住所並びに支出の目的、金額及び年月日）を記載し、領収書等の写しと併せて、5月31日までに提出しなければなりません(法第19条の10)。

イ 登録資金監査人による政治資金監査

会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人による政治監査を受け、政治資金監査報告書を併せて提出しなければなりません（法第19条の13、法第19条の14）。

(3) 資金管理団体の定義

資金管理団体とは、公職の候補者自身が代表となっている政治団体から、「自らのために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定する団体(1団体に限る。)」をいいます(法第19条①)。

ただし、政党及び次のアからウの団体は資金管理団体として指定できません。

ア D「その他の政治団体」の③の第3号団体に該当する団体

イ 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰又は主要な構成員となっている団体(派閥・政策研究団体)並びに政治資金団体

ウ 当該公職の候補者以外の者を推薦し又は支持することを本来の目的とする団体

(4) 資金管理団体のメリット

公職の候補者が政治団体を資金管理団体として指定するメリットは、次のとおりです。

ア 公職の候補者自身が、政党から受けた政治活動に関する寄附を、自らの資金管理団体に寄附(特定寄附)するときには、その寄附額について、寄附の量的制限(総枠制限、個別制限)に関する規定の適用を受けません(法第19条の3①、第19条の4、第21条の3④、第22条③)。

イ 公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附(自己資金による寄附)については、寄附の量的制限のうち個別制限(年間150万円)までの規定の適用がされないため、総枠制限である1,000万円の範囲内で寄附することができます(法第22条③)。

ウ 公職の候補者は、選挙前の一定期間(5頁「(8)寄附禁止の一定期間」を参照)、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、その後援団体を自らの資金管理団体として指定しているときには、一定期間であっても寄附をすることができます(公選法第199条の5③)。

(5) 資金管理団体の不動産取得の制限

法改正により、平成19年8月6日から、資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の所有権を取得し、又は保有することはできません(法第19条の2の2)。平成19年8月5日以前から引き続き資金管理団体が所有している不動産等は除外されますが、平成19年8月6日以降に提出する収支報告書には、法改正により追加された収支報告書様式(その19)に当該不動産の用途等利用の現況を記載することが義務づけられています。

(6) 公職の候補者の定義

政治資金規正法における「公職の候補者」とは、公選法第86条から第86条の4の規定により候補者として届出があった者、当該候補者となろうとする者(立候補を予定している者)及び公選法第3条に規定する公職にある者(現職)をいいます(法第3条④)。なお、公選法ではこれらの者を「公職の候補者等」(公選法第143条⑯)といいます。

「公職」とは「衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議員及び長(都道府県議会議員、都道府県知事、市区町村議会議員、市区町村長)」の職を指し(公選法第3条)、農業委員会や漁業海区調整委員会委員の職のように、公選法を準用する選挙によ

って選出される職は、ここにいう「公職」には該当しません。

(7) 租税特別措置法上の取扱いと「適格団体」の定義

個人が政治活動に関する寄附をしたときに、一定の要件に該当する政治団体に対するものについては、所得税法上の特定寄附金とみなされ「寄附金控除」の対象となります（租税特別措置法第41条の18）。これら優遇措置の適格団体について、以下の本文では「適格団体」と略称し、「適格団体」の範囲は以下のとおりです。

ア A「政党」

イ B「政治資金団体」

ウ C「国会議員関係政治団体」の②の2号団体

エ D「その他の政治団体」の①の第1号団体のうち、現職の国会議員が主宰する政治団体、現職の国会議員が主たる構成員である政治団体で「国会議員氏名届」を提出している団体

オ D「その他の政治団体」の②の第2号団体のうち、都道府県議会議員、都道府県知事、政令指定都市の議会の議員若しくは長の職にある者、これらの公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とした政治団体のうち、「被推薦書」を提出している団体

なお、国会議員（衆議院の比例代表選出議員を除く）、都道府県の議会の議員、都道府県知事、政令指定都市の議会の議員若しくは市長の職の候補者として当該選挙に立候補したときは、その「選挙運動に関する寄附」についても、同様に寄附金控除の対象となります。これらについては、出納責任者が、選挙運動収支報告書に、寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載することが必要です。

(8) 寄附禁止の一定期間

公選法では、公職の候補者が一定期間内に行う政治教育集会への実費補償、及び公職の候補者の後援団体が行う行事等において寄附することを禁止しています（公選法第199条の2、第199条の5）。

一定期間については、選挙によって異なり、便乗補欠選挙及び便乗再選挙については、便乗される選挙の発生により、期間が異なりますので注意が必要です。

選挙の種類	一 定 期 間
衆議院議員総選挙	任期満了の日の90日前から、又は解散の日の翌日から選挙の期日まで
参議院議員通常選挙	任期満了の日の90日前から選挙の期日まで
地方公共団体の選挙	任期満了の日の90日前から、又は選挙事由発生告示の翌日から選挙の期日まで
補欠選挙・再選挙	選挙事由が告示された日の翌日から選挙の期日まで
便乗（補欠・再）選挙	便乗される選挙の告示日の翌日から選挙の期日まで

Ⅱ 寄附の制限

1 寄附の定義

「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益(※1)の供与又は交付で、党費又は会費(※2)その他債務の履行(※3)としてされるもの以外のものをいうとしています(法第4条③)。

また、公選法では前述の規正法で定義する「寄附」に、「約束」も含めて「寄附」として定義しています(公選法第179条②)。

※1 「その他の財産上の利益の供与」とは、事務所の無償借上や労務の無償提供、電気、ガスといった有体物・無体物の財産上の利益の提供も含まれます。

さらに、公選法では、花輪・供花・香典・祝儀・その他これに類するもの(餞別・入学祝・卒業祝・お中元・お歳暮・病気見舞い・お祭りへの差入等)も寄附に含むとしています。

※2 「党費又は会費」とは、団体の構成員個人に対し、その団体の党則・規約等に定められている義務としての債務であり、会社や法人その他の団体が負担する場合は、たとえ党費・会費の名目であっても寄附とみなされます(法第5条②)。

※3 政治資金パーティーや各種の催し物のパーティー券や会費は、「出席」を前提としている限り、※2の「党費又は会費」にはあたりません。

2 寄附の制限

(1) 寄附の制限対象 (12頁「寄附の量的制限一覧」参照)

「政治活動に関する寄附」とは、政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動(選挙運動を含む。)に関してされる寄附として制限しています(法第4条④)。

制限の対象	制限の内容
政党・その他の政治団体への寄附	政党(政党の支部)・政治資金団体・資金管理団体・その他の政治団体に対してされる全ての寄附で、名義のいかんを問わず、また、政治活動に関してなされたものであると否とを問わない。
公職の候補者(政治家)等への寄附	政治活動(選挙運動を含む。)への寄附について制限、私人としての経済活動や家計については規正の対象外。

(注) 政治団体は、政治団体設立届出の前に政治活動のために寄附を受け又は支出をすることはできません(法第6条、第8条)。

「選挙運動に関する寄附」とは、選挙運動の財源にあてる目的をもって、又は直接にそのものを選挙運動自体に使用させる目的をもってされる金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付及びその約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます(公選法第179条)。

(2) 政党・その他の政治団体への寄附 (8頁【図-2】参照)

ア 個人がする寄附

個人は、政党・政治資金団体には年間2,000万円（総枠制限）の範囲内（A枠）であれば一つの政治団体に対する年間の限度額の制限（個別制限）を受けず寄附ができ、その他の政治団体には年間1,000万円（総枠制限）の範囲内（B枠）で年間150万円（個別制限）まで寄附ができます（法第21条の3、法第22条）。

なお、個人が政治団体の構成員として負担する党費又は会費は寄附ではないので、寄附限度額には算入されません（法第5条②）。

また、公職の候補者自身が自らの資金管理団体に寄附する場合は、年間1,000万円（総枠制限）の範囲内（B枠）であれば、個別制限はありません（法第22条）。

イ 会社・労働組合・その他の団体（政治団体を除く。）がする寄附

会社・労働組合・その他の団体は、政党、政治資金団体へ資本金、構成員の数等に依じて定められた限度額（総枠制限）の範囲内（A枠）で寄附ができますが、資金管理団体、その他の政治団体及び公職の候補者への政治活動に関する寄附は禁止されています（法第21条の3、法第21条）。

会社・労働組合等・その他団体の規模別寄附の総枠制限は次のとおりです。

①会社の規模 (資本金の額又は出資の金額) (円)	②労働組合・職員団体の規模 (組合員又は構成員の数) (人)	その他団体(①、②以外)の規模 (前年における年間の経費の額) (円)	政党等に 対する寄附 の限度額 (円)
10億未満	5万人未満	2千万未満	750万
10億以上～50億未満	5万人以上～10万人未満	2千万以上～6千万未満	1,500万
50億以上～100億未満	10万人以上～15万人未満	6千万以上～8千万未満	3,000万
100億以上～150億未満	15万人以上～20万人未満	8千万以上～1億未満	3,500万
150億以上～200億未満	20万人以上～25万人未満	1億以上～1億2千万未満	4,000万
200億以上～250億未満	25万人以上～30万人未満	1億2千万以上～1億4千万未満	4,500万
250億以上～300億未満	30万人以上～35万人未満	1億4千万以上～1億6千万未満	5,000万
300億以上～350億未満	35万人以上～40万人未満	1億6千万以上～1億8千万未満	5,500万
350億以上～400億未満	40万人以上～45万人未満	1億8千万以上～2億未満	6,000万
400億以上～450億未満	45万人以上～50万人未満	2億以上～2億2千万未満	6,300万
450億以上～500億未満	50万人以上～55万人未満	2億2千万以上～2億4千万未満	6,600万
500億以上～550億未満	55万人以上～60万人未満	2億4千万以上～2億6千万未満	6,900万
550億以上～600億未満	60万人以上～65万人未満	2億6千万以上～2億8千万未満	7,200万
600億以上～650億未満	65万人以上～70万人未満	2億8千万以上～3億未満	7,500万
650億以上～700億未満	70万人以上～75万人未満	3億以上～3億2千万未満	7,800万
700億以上～750億未満	75万人以上～80万人未満	3億2千万以上～3億4千万未満	8,100万
750億以上～800億未満	80万人以上～85万人未満	3億4千万以上～3億6千万未満	8,400万
800億以上～850億未満	85万人以上～90万人未満	3億6千万以上～3億8千万未満	8,700万
850億以上～900億未満	90万人以上～95万人未満	3億8千万以上～4億未満	9,000万
900億以上～950億未満	95万人以上～100万人未満	4億以上～4億2千万未満	9,300万
950億以上～1,000億未満	100万人以上～105万人未満	4億2千万以上～4億4千万未満	9,600万
1,000億以上～1,050億未満	105万人以上～110万人未満	4億4千万以上～4億6千万未満	9,900万
1,050億以上	110万人以上～	4億6千万以上	1億

また、何人も会社・労働組合等に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し又は要求することはできません（法第21条②）。

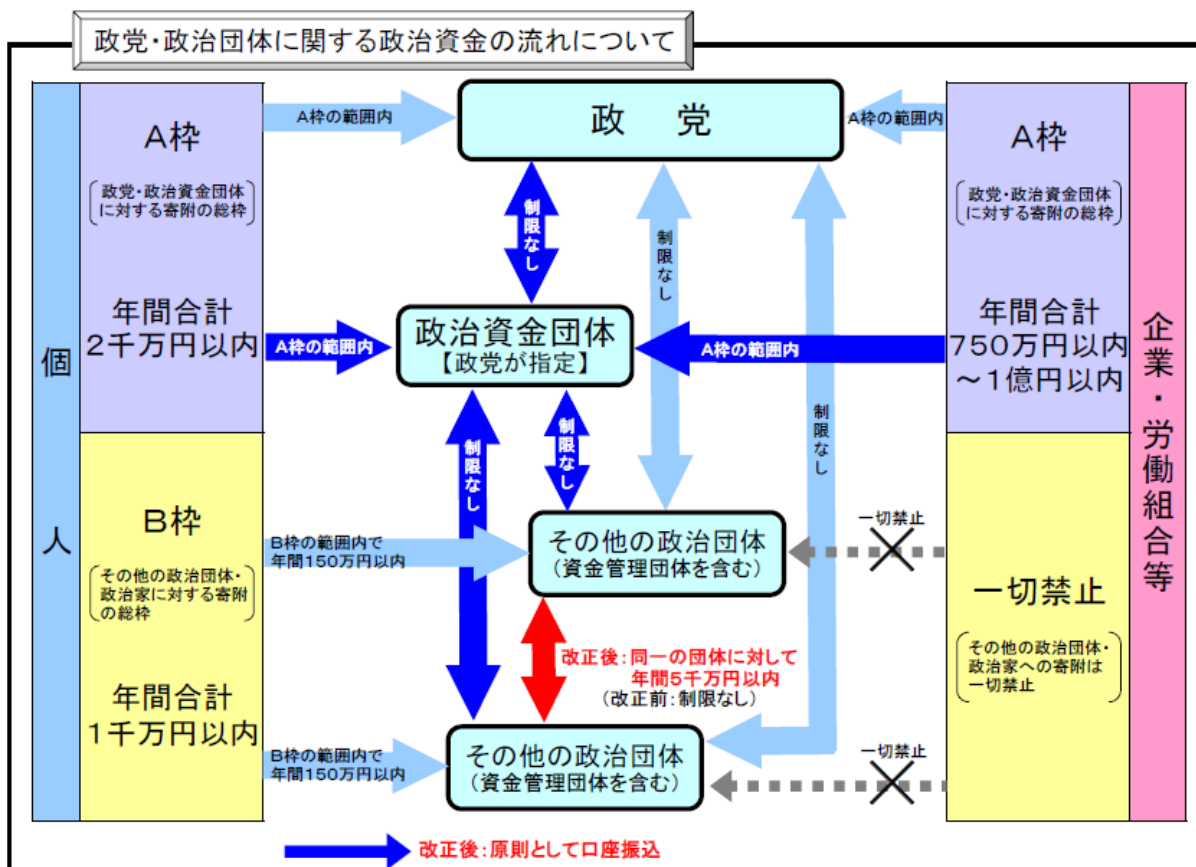
なお、会社等が政治団体の構成員として負担する党費又は会費は寄附とみなされ、寄附限度額に算入されることとなりますので御注意ください（法第5条②）。

※ 「会社・労働組合・その他の団体」とは、企業、労働組合、職員団体のほか、各種の業界団体、宗教団体、労働者団体、親睦団体等、法人であると否とを問わず、すべての団体（政治団体を除く。）がこれにあたります。

ウ 政党・その他の政治団体がする寄附

原則、制限はありませんが、政治団体間（政党、政治資金団体を除く。）の寄附は、年間5,000万円以内に制限されます。

【図-2】



(3) 政治家個人への寄附 (9頁【図-3】参照)

ア 個人がする寄附

個人が政治活動のために寄附ができるのは、年間1,000万円の総枠制限の範囲内（B枠）で、かつ、1人の政治家、1つの政治団体に対しては、年間150万円（個別制限）の範囲内で寄附することができます。

ただし、選挙運動に関しては、金銭・有価証券による寄附ができますが、政

政治活動に関しては金銭・有価証券による寄附は禁止されています。

イ 会社・労働組合・その他の団体（政治団体を除く。）がする寄附

会社・労働組合・その他の団体が、公職の候補者（政治家）自身の政治活動に関し寄附をすることは禁止されています。

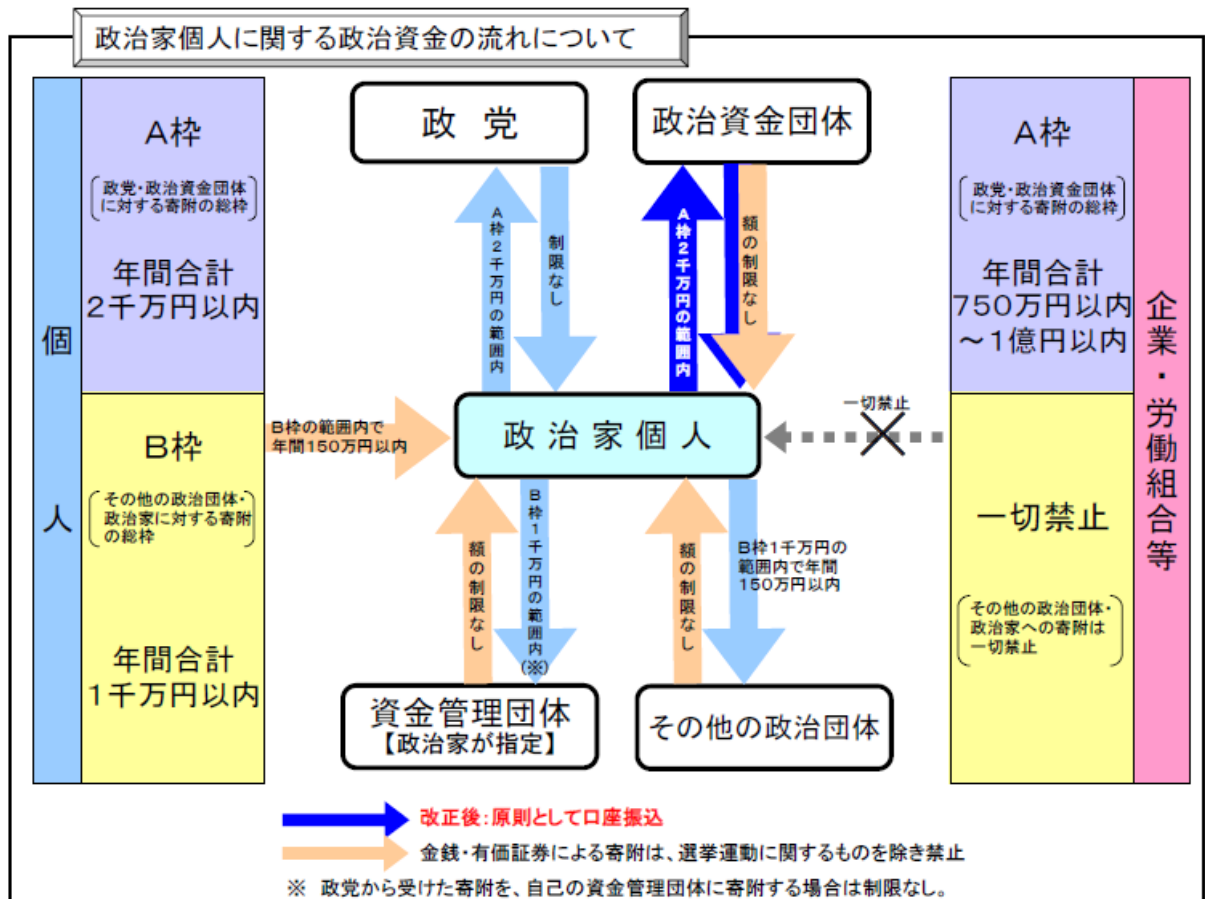
ウ 政党がする寄附

政党の政治家に対する政治活動に関する寄附（選挙運動を含む。）には、制限はありません。

エ 政党以外の政治団体（資金管理団体を含む。）がする寄附

政党以外の政治団体は、公職の候補者の政治活動に関して寄附をすることはできませんが、金銭・有価証券による寄附は、選挙運動に関する寄附に限られます。

【図-3】



(4) 誰もがしていけない寄附

ア 公職の候補者への政治活動に関する金銭等による寄附は、原則禁止されています（法第21条の2）。

寄附できるのは、物品等に限定されています（政党がする寄附については制限がありません）が、物品等の寄附であっても、個人が寄附するときは、年間の総枠制限・個別制限の範囲内に限られ、会社・労働組合その他の団体が政党・

政治資金団体以外へ寄附をすることは禁止されています。

ただし、個人及び政治団体は選挙運動に関する寄附に限り、公職の候補者に対し金銭等による寄附をすることが認められています。

イ 他人名義又は匿名による寄附は原則としてできません（法第22条の6①）。

ただし、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附で、その金額が1,000円以下のもの（政党匿名寄附）については、例外とされています（法第22条の6②）。

ウ 選挙運動に関して飲食物を提供することは、いかなる名義をもってしても禁止されています（公選法第139条）。

エ 後援団体が行う行事において、一定期間（5頁「(8)寄附禁止の一定期間」参照）、当該選挙区内にあるものに対して、饗応接待や金銭若しくは記念品等の物品を提供することは禁止されています（公選法第199条の5）。

(5) 会社・労働組合等の寄附の制限

ア 会社・労働組合・その他の団体（政治団体を除く。）は、政党（支部を含む。）及び政治資金団体以外の者に対して「政治活動に関する寄附」（選挙運動を含む。）を行うことは禁止されています（法第21条①）。

イ 国又は地方公共団体から、補助金・助成金・交付金・負担金・利子補給金その他の給付金の交付若しくは資本金等の出資を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をすることは禁止されています（法第22条の3①②④）。

ウ 国又は地方公共団体と請負等の契約の当事者及び利子補給金等の融資を受けている会社・法人は、選挙に関して寄附することは禁止されています（公選法199条）。

エ 3事業年度以上にわたり、継続して欠損を生じている会社は、政治活動に関して寄附することは禁止されています（法第22条の4①）。

オ 外国人・外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であって、その発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているもの等を除く。）からは、政治活動に関する寄附を受けることは禁止されています（法第22条の5）。

(6) 公職の候補者がする寄附の制限

ア 公職の候補者は、政党その他の政治団体若しくはその支部への寄附、親族（配偶者、血族6親等以内及び姻族3親等以内）への寄附及び政治教育集会の実費補償（※）を除き、自分の選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってしても寄附することはできません（公選法199条の2①）。

なお、通常一般の社交の程度を越える寄附も禁止されています（公選法249条の2②）。

また、禁止されていても罰則の適用がない寄附は次のとおりです。

(ア) 結婚披露宴へ自らが出席し、祝儀を出す（代理人による場合は不可）こと（公選法第249条の2③I）。

(イ) 葬式へ自ら出席し香典を出す（代理人による場合や供花、花輪、線香代を出すことは不可）こと（公選法第249条の2③Ⅱ）。

※ 政治教育集会であっても、自分の選挙区外で行われるものや一定期間（5頁「(8)寄附禁止の一定期間」参照）に行われるものの実費補償及び饗応接待（食事の提供を含む。）となるものは禁止されます。

イ いかなる人であっても、公職の候補者の選挙区内にあるものに対し「公職の候補者名義」の寄附をすることは禁止されています（公選法199条の2②）。

ウ 公職の候補者が役員及び構成員等である会社その他の団体（政治団体を含む。）は、自分の選挙区内にあるものに対し、公職の候補者の氏名を表示し又は類推される方法で寄附することは禁止されています（公選法第199条の3）。

エ 公職の候補者の氏名等を冠した会社その他の団体は、当該選挙に関し、自分の選挙区内にある者（ただし、政党その他の政治団体若しくは当該政治家を除く。）に対して寄附をすることは禁止されています（公選法第199条の4）。

オ 公職の候補者は、自分の後援団体（資金管理団体を除く。）へは一定期間（5頁「(8)寄附禁止の一定期間」参照）は、寄附することが禁止されています。（公選法199条の5③）。

(7) 後援団体がする寄附の制限

公職の候補者の後援団体は、当該後援をする公職の候補者、政党その他の政治団体若しくはその支部及び後援団体の設立目的による行事又は事業を除き、選挙区内にある者に対し寄附をすることは禁止されています。（公選法199条の5①）。

ただし、設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をする場合でも、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの、一定期間（5頁「(8)寄附禁止の一定期間」参照）にされるものは禁止されます。

(8) その他公正な流れを担保するための措置

政治活動に関する寄附は、寄附者の政治活動の一環としてその自発的意思に基づいて行われるべきであり、不当にその意思を拘束し、寄附を強制することは寄附者の政治的自由の侵害となるため、次の規制があります（法第22条の7、第22条の9）。

ア 威迫により寄附者の意思を不当に拘束するような方法で、政治活動に関する寄附をあっせんすることは禁止されています。

イ 寄附者の意思に反するチェック・オフ（賃金等からの控除の方法）による政治活動に関する寄附のあっせんは禁止されています。

ウ 公務員がその地位を利用して、政治活動に関する寄附等へ関与することは禁止されています。

寄附の量的制限一覧

寄附者 受領者		個人		会社・労働組合等		政治団体				
		総枠制限	個別制限	総枠制限	個別制限	総枠制限	個別制限	政党		
		寄附総額の 限度額	同一者への 限度額	寄附総額の 限度額	同一者への 限度額	寄附総額の 限度額	同一者への 限度額	寄附総額の 限度額	同一者への 限度額	
政党・政治資金団体 (※1)		年間 2,000万円	制限なし	資本金等に 応じ 年間 750万～1億円	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
その他の政治 団体	資金管理団体	年間 1,000万円 (※3)	年間 150万円 (※2)	禁止	禁止	制限なし	年間 5,000万円	制限なし	制限なし	
	資金管理団体 以外の政治団体		年間 150万円	禁止	禁止	制限なし	年間 5,000万円	制限なし	制限なし	
公職の候補者		金銭等に 限り禁止 (※4)	金銭等に 限り禁止 (※4) 年間 150万円	禁止	禁止	金銭等に 限り禁止 (※4) その他 制限なし	金銭等に 限り禁止 (※4) その他 制限なし	制限なし	制限なし	

※1 政治資金団体（政党が指定）に対する寄附又は政治資金団体が行う寄附（千円以下の寄附・貸し付けによる寄附等を除く。）は、口座振込又は振替に限られます。

※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者がその資金管理団体に対してする寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）及び遺贈によってする寄附については、個別制限はありません。

※3 資金管理団体の届出をした公職の候補者がその資金管理団体に対してする特定寄附及び遺贈によってする寄附については、総枠制限が適用除外となります。

※4 選挙運動に関するものについては、公職の候補者に対しても金銭等による寄附ができます。

（注）1 公職の候補者等は、当該選挙の一定期間、自己の後援団体（資金管理団体を除く。）に対し寄附をすることができません。

2 公職の候補者等自身が自らの政治活動（選挙運動含む。）に使用する資金についての限度額はありません。

① 政治資金規正法で禁止される寄附に適用される罰則

禁止されている寄附	規正法 関係条文	罰 則	規正法 関係条文
政治団体届出前の寄附の受領・支出	8	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金	23
会社・労組等の寄附制限	21①	1年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	26
会社等への制限を超える寄附の勧誘・要求	21③	〃	〃
政治家の政治活動に関する寄附	21の2①	〃	〃
総枠制限を超える寄附	21の3	〃	〃
個別制限を越える寄附	22①②	〃	〃
会社等の寄附、公職の候補者への寄附、総 枠・個別制限を超える寄附等の受領	22の2	〃	〃
補助金等交付団体の寄附	22の3①②	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	26の2
補助金等交付団体の寄附の勧誘・要求	22の3⑤	〃	〃
補助金等交付団体の寄附の受領	22の3⑥	〃	〃
外国人・外国法人等からの寄附の受領	22の5①	〃	〃
匿名の寄附	22の6①	〃	〃
匿名の寄附の受領	22の6③	〃	〃
赤字会社からの寄附	22の4①	50万円以下の罰金	26の3
赤字会社からの寄附の受領	22の4②	〃	〃
威迫による寄附のあっせん	22の7①	6か月以下の禁錮又は30万円以下の罰金	26の4
寄附等への公務員の関与等	22の9①	〃	〃
寄附等への公務員の関与等の請求	22の9②	〃	〃
意志に反する控除による寄附のあっせん	22の7②	20万円以下の罰金	26の5

② 公職選挙法で禁止される寄附に適用される罰則

禁止されている寄附	公選法 関係条文	罰 則	公選法 関係条文
飲食物の提供	139	2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	243①
出納責任者の届出前の寄附の受領・支出	184	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	246①
請負者等の寄附	199①	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	248①
会社等の特定の寄附	199②	〃	248②
特定の者に対する寄附の勧誘・要求	200①②	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	249
公職の候補者等の当該選挙に関する寄附	199の2①	1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金	249の2①
公職の候補者等の社交の程度を超える寄附	〃	1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金	249の2②
公職の候補者等の選挙に関しない寄附及び社 交の程度を超えない禁止される寄附	〃	50万円以下の罰金	249の2③
公職の候補者等を名義人とする寄附	199の2②	50万円以下の罰金	249の2④
公職の候補者等を威迫した寄附の勧誘・要求	199の2③	1年以下の懲役若しくは禁錮 又は30万円以下の罰金	249の2⑤
公職の候補者等の当選又は被選挙権を失わせ る目的の寄附の勧誘・要求	〃	3年以下の懲役若しくは禁錮 又は50万円以下の罰金	249の2⑥
公職の候補者以外の者を威迫した政治家名義 の寄附の勧誘・要求	199の2④	1年以下の懲役若しくは禁錮 又は30万円以下の罰金	249の2⑦
公職の候補者等の関係会社等の選挙に関する 寄附	199の3	50万円以下の罰金	249の3
公職の候補者等の氏名を冠した団体の寄附	199の4	50万円以下の罰金	249の4
後援団体の寄附	199の5①	50万円以下の罰金	249の5①
後援団体の集会等における饗応接待をしたも の	199の5②	50万円以下の罰金	249の5②
会社その他の法人の後援団体の集会等におけ る饗応接待	〃	50万円以下の罰金	249の5③
公職の候補者等の後援団体への一定期間内の 寄附	199の5③	50万円以下の罰金	249の5④

Ⅲ 政治資金パーティー

1 政治資金パーティーとは

対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入（※）の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を、当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいい、励ます会、出版記念会、勉強会、セミナー、就任祝賀会など、いかなる名称、名目で行われるものであっても、全て政治資金パーティーに含まれます（法第8条の2）。

※ 「対価に係る収入」とは、パーティー券の発行の有無に関係なく、会費、入場料等いかなる名称のものであっても、当該催し物の対価として支払われるものとなります。それ以外の寄附（祝儀）や物品販売収入等は、政治資金パーティーの収入には該当せず、また、政治資金パーティーは、その収益を政治活動に関し支出する予定としているものなので、当初より収益のあがることを予定していない催し物や、結果として収益があがった場合についても、政治資金パーティーの収入には該当しません。

2 政治資金パーティーの開催主体

- (1) 政治資金パーティーは、原則として政治団体によって開催されるようにしなければならず、政治資金パーティーの収支は、当該団体の政治資金収支報告書により報告することとなります（法第12条）。
- (2) 政治団体以外の者が特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該パーティーの対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるもの。）になると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該パーティーを開催しようとする時から政治団体（以下、「特定パーティー開催団体」という。）とみなされますので、特定パーティー開催団体となった日から7日以内に、①政治団体設立届、②特定パーティー開催計画書、③対価の支払者に対する告知文書等を、県選挙管理委員会及び7方部の地方事務局（地方振興局）に提出する必要があります（法第18条の2）。

3 政治資金パーティーに関する規制

政治資金パーティーの対価の支払いは、債務の履行として支払われるものであり、出席を前提としている限りは、政治活動に関する寄附には該当しませんが、政治資金としての次の規制を受けることとなります。

(1) 支払者に対する告知義務

政治資金パーティーを開催しようとする者は、あらかじめ、対価の支払い（パーティー券の購入）をしようとする者に対し、当該対価の支払いが政治資金パーティーの対価の支払いである旨を書面（パーティー券、開催通知、開催案内状等のいづれか）で告知しなければなりません（法第22条の8②）。

なお、書面に記載すべき文言は「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する

政治資金パーティーです。」と定められています（規則第17条）。

(2) 量的制限（個別制限）

1回の政治資金パーティーにおいて、政治資金パーティーの開催者が、同一の者から150万円を超えて対価の支払を受けることも、また、同一の者が150万円を超えて対価の支払いをすることも禁止されています（法第22条の8①③）。

なお、1回の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの支払金額の合計が20万円を超える場合については、収支報告書に当該支払者の氏名（団体の名称）、住所、職業等を記載する必要があります（法第12条①）。

(3) その他の規制

ア 本人以外の名義又は匿名で、政治資金パーティーの対価の支払いをすることは禁止されています（法第22条の8④）。

イ 威迫により支払者の意思を不当に拘束するような方法で、政治資金パーティーの対価の支払いをあっせんすることや、支払者の意思に反するチェック・オフによる対価の支払いのあっせんは禁止されています（法第22条の8④）。

ウ 公務員がその地位を利用して、政治資金パーティーに対価を支払って出席することを求めたりすることなどへの関与は禁止されています（法第22条の9）。

エ 特定パーティー開催団体の会計責任者は会計帳簿を備え付け、全ての収支を記載し、当該特定パーティーの終了した日から3月以内に、当該特定パーティーに係る収支報告書を提出しなければなりません（法第18条の2）。

オ 特定パーティー開催団体は、前記2の(2)の届出がされた後でなければ、特定パーティー開催のために、対価の支払いを受け、又は支出をすることができません。

(4) 政治資金パーティーを開催した者の寄附の制限

ア 政治団体が政治資金パーティーを開催した場合、その対価は収支報告書様式（その3）の「機関誌誌の発行その他の事業」の収入に計上し、支出は様式（その15）の「政治活動費の内訳（政治資金パーティー開催事業費）」に計上します。収支の差額による残額は、当該政治団体の政治活動費に組み込まれます。

また、政治団体が政治資金パーティー（特定パーティーを含む。）を開催する場合は特別の届出は不要ですし、パーティーの収益をその他の政治団体に寄附することも制限されません。

イ 政治団体以外の者（特定パーティー開催団体）が、パーティー収益を寄附するときは、7頁(2)のイ「会社・労働組合・その他の団体がする寄附」の制限により、政党・政治資金団体以外の政治団体（資金管理団体を含む。）に寄附することは禁止されますし、寄附額についても総枠制限の適用を受けることとなります。

また、政治団体以外の者が、政治活動に関する寄附を受けることは禁止されていますので、パーティーにおける会費収入以外の寄附（祝儀等）を受けることはできません。

IV 政治団体の各種の届出手続

1 政治団体の主要な届出書類一覧

届出書類	一般の政治団体			資金管理団体			特定パーティー開催団体			政党の支部			記載例 (頁)
	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	
①設立届	●			●			●			●			43
②規約(綱領・党則等)	●	※2		●	※2					●	※2		46
③被推薦書(※1)	●			●									48
④国会議員関係政治団体に該当する旨の通知(※1)	※3	※3		※3	※3								49
⑤国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知(※1)		※3			※3								50
⑥国会議員氏名届(※1)	●			●									51
⑦届出事項等の異動届		●			●			●			●		52
⑧解散届			●			●						●	57
⑨資金管理団体指定届				●									58
⑩資金管理団体届出事項の異動届					●								59
⑪資金管理団体指定取消届					※4								60
⑫資金管理団体でなくなった旨の届						●							61
⑬特定パーティー開催計画書等							●						
⑭政党の状況等に関する届										●	※5		
⑮支部証明書										●	※6		
⑯収支報告書	<p>全ての政党・その他の政治団体は、12月31日現在で作成したその年1年間の収入(寄附を含む。)、支出、資産等の状況に係る収支報告書を、原則、翌年の3月31日(国会議員関係政治団体にあつては5月31日)までに報告するよう義務付けられています(解散の時は、解散届に解散の日までの収支報告書の添付が必要です)。</p> <p>なお、要旨公表は、11月30日までに行うこととされています。</p>												

- ※ 1 課税上の優遇措置を受けられる政治団体（適格団体）は、政党・政党の支部（政党の県連等は政党の支部に含みます。）・政治資金団体、特定の候補者の「被推薦書」又は「国会議員氏名届」を提出している政治団体、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を受けた国会議員関係政治団体の2号団体に限られます。適格団体の要件は5、18、38頁を参照してください。
- ※ 2 規約（綱領・党則等）の内容に異動があった場合には、届出事項等の異動届と共に異動後の規約を提出する必要があります。
- ※ 3 一般の政治団体及び資金管理団体で、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」又は「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」の提出が必要となるのは、国会議員関係政治団体の2号団体に該当する場合又は該当しなくなった場合です。
- ※ 4 資金管理団体の指定を取り消したときは、「資金管理団体指定取消届」の提出が必要です。
- ※ 5 政党支部の異動で、「政党の状況等に関する届」の提出が必要となるのは、「政治団体の名称」の異動の場合です。
- ※ 6 政党支部の異動で、「支部証明書」の提出が必要となるのは、「政治団体の名称」、「主たる事務所の所在地」、「主たる活動区域」の異動の場合です。
- ※ その他
 政党本部及び政治資金団体にかかる説明は省略していますので、御了承願います。
 各種届出に必要となる様式は、別冊「政治資金規正法」関係様式集に掲載していますので、複写して使用するか、県選管ホームページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>）の「政治団体・政治資金関係」の「各種様式のダウンロード（政治資金規正法届出等関係）」に掲載していますので御利用ください。

2 届出先及び提出期限

主たる事務所の所在地	主たる活動区域	届出先	提出期限
福島県内	福島県内	県選管〔福島県選挙管理委員会及び7地方事務局（地方振興局）〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立届 ：組織の日から7日以内 ・ 届出事項の異動届 ：異動の日から7日以内 ・ 解散届 ：解散の日から30日以内 （国会議員関係政治団体にあつては60日以内） ※収支報告書も左記の場所で受付します。
	福島県を含む2以上の都道府県	県選管を経て総務大臣	
	福島県外		

- ※ 法定期限は民法の期間計算の方法（当該事由の発生した日の翌日から起算する。）となります。

3 提出方法

設立届・届出事項の異動届は、県選管まで郵送によることなく、持参で提出することとなっています（法第6条①、第7条①）。

また、解散届についても内容の確認等の便宜（不備の場合の対応）等を考慮し、なるべく持参提出するようにしてください。

なお、提出場所は、県選挙管理委員会及び県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわきの各地方事務局（地方振興局）となっていますので、市町村選挙管理委員会に提出することのないよう御注意ください。

4 政治団体設立届

- (1) 政治団体は、その組織の日又は政治団体となった日（国会議員関係政治団体の2号団体にあつては、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を受け取った日）から7日以内に、郵送によることなく文書で届出をしなければなりません（法第6条）。

なお、政治団体の名称は、既存の政党の名称又は政治資金団体の名称やこれらに類似する名称によって届け出ることとはできません。

また、当該政治団体を資金管理団体に指定する場合には、「資金管理団体指定届」の提出が必要となりますので、手続きについては、22頁を参照してください。

- (2) 設立届の記載事項（43～45頁記載例1①～③参照）

設立届には、次の事項の記載が必要となります。

ア 名称、目的、組織年月日、主たる事務所の所在地、主たる活動区域

※ 政治団体の支部にあつては、本部の名称も記載が必要です。

イ 政治団体の区分、国会議員関係政治団体の区分

ウ 役員（代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者）の氏名、住所、生年月日、選任年月日等

※ 役員のうち、会計責任者と会計責任者の職務代行者は兼務できません。

エ 支部の有無、課税上の優遇措置の適用関係の有無等

オ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類

カ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類

- (3) 設立届に添付する書類

ア 政党の支部

(ア) 綱領、党則、規約その他これらに相当するもの（46、47頁記載例2参照）

綱領、党則、規約その他いかなる名称であってもよく、政治団体の活動目的、組織、運営等について定めたもの。

(イ) 政党の状況等に関する届（各政党支部が作成します。）

(ウ) 支部証明書（各政党支部が作成します。）

イ 国会議員関係政治団体の2号団体

(ア) 綱領、党則、規約その他これらに相当するもの（46、47頁記載例2参照）
前記アの(ア)に同じ。

(イ) 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（1号団体（みなし1号団体も含む）は不要。ただし、1号団体であっても、2号団体に該当する場合は必要です。）

（49頁記載例4①参照）

当該政治団体は、国会議員に係る公職の候補者から「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を受けた日から7日以内に、この通知を添えて届出をしなければなりません。この通知をもって、租税特別措置法に基づく寄附金控除の適用の対象

となる政治団体（「適格団体」）であることを確認します。

ただし、当該寄附者が課税上の優遇措置の適用を受ける場合には、政治資金収支報告書に寄附者の氏名等の寄附の明細が記載され、かつ、「寄附金（税額）控除のための書類」の交付を受けなければなりません。

ウ その他の政治団体（後援団体、主義・主張団体等）

(ア) 綱領、党則、規約その他これらに相当するもの（４６、４７頁記載例２参照）
前記アの(ア)に同じ。

(イ) 被推薦書（４８頁記載例３参照）

被推薦書とは、都道府県知事、都道府県議会議員、政令指定都市の長及び議会の議員（公職の候補者又は候補者となろうとする者を含む。衆議院議員、参議院議員は、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を提出するので除かれます。）の推薦又は支持を本来の目的とする政治団体が、個人の行う政治活動に関する寄附に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合において、当該公職の候補者が推薦又は支持されていることを承諾する旨を記載し、記名・押印等をした書面です。

当該被推薦書を提出した団体を、「適格団体」といいます。

ただし、当該寄附者が課税上の優遇措置の適用を受ける場合には、政治資金収支報告書に寄附者の氏名等の寄附の明細が記載され、かつ、「寄附金（税額）控除のための書類」の交付を受けなければなりません。

(ウ) 国会議員氏名届（５１頁記載例５参照）

「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体」及び「政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、（現職の）国会議員が主催する又はその主要な構成員が（現職の）国会議員である団体」が、個人の行う政治活動に関する寄附に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合において、当該団体の主宰者（主要な構成員）である現職の衆議院議員又は参議院議員の氏名、衆・参議院議員の別を記載して提出する書面です。

5 届出事項等の異動届

(1) 政治団体は、前記４の政治団体設立届において届出した事項に異動があったときは、異動の事実の生じた日（国会議員関係政治団体の２号団体にあっては、国会議員に係る公職の候補者から「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」又は「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」を受け取った日）から７日以内に、郵送によることなく文書で届出をしなければなりません（法第７条①）。

なお、「異動の日」とは、例えば政治団体の代表者等が辞任、解任、死亡等により代表者等でなくなった日をいうもので、この場合、政治団体は、前任者が欠けた日から７日以内に後任者を選任した上で、異動の届出を行うこととなります。

また、国会議員関係政治団体の２号団体においては、国会議員に係る公職の候補者から受けた「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」あるいは「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」を添付して、届出をしなければなりません。

当該政治団体が資金管理団体の指定を受けている場合については、異動の内容によっては、「資金管理団体届出事項の異動届」の提出も必要となりますので、手続きについ

ては、22頁を参照してください。

(2) 異動届の記載事項（52～56頁記載例6①～⑤参照）

代表者の異動がある場合には、新しい代表者が異動の届出を行うこととなります。

なお、届出には、次のアからエの異動事項の新旧を記載することとなります。

ア 団体の名称、主たる事務所の所在地

イ 役員（代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者）の氏名、住所、生年月日、選任年月日等

ウ 国会議員関係政治団体の区分

エ その他には、主たる活動区域、支部の有無、課税上の優遇措置の適用関係（適格団体）の有無、課税上の優遇措置の適用内容の変更、綱領・規約等の記載事項の変更など

(3) 異動届に添付する書類

設立届提出時に提出した前記4の(3)の書類の内容に異動があった場合には、異動後の当該書類を提出しなければなりません。

ア 政党の支部の場合

(ア) 「綱領、党則、規約その他これらに相当するもの」については、団体の名称、政治団体の活動目的、組織、運営等について異動があった場合

(イ) 「政党の状況等に関する届」については、「政治団体の名称」について異動があった場合

(ウ) 「支部証明書」については、「政治団体の名称」、「主たる事務所の所在地」、「主たる活動区域」について異動があった場合

イ 国会議員関係政治団体の2号団体

(ア) 「綱領、党則、規約その他これらに相当するもの」の異動については、前記アの(ア)に同じ。

(イ) 「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」若しくは「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」（49、50頁記載例4①、②参照）

※ 2号団体に該当しなくなった政治団体が、それ以降、都道府県知事等の推薦又は支持を本来の目的とする政治団体として課税上の優遇措置を受ける場合には、被推薦書の提出が必要です。

ウ その他の政治団体（後援団体、主義・主張団体等）

(ア) 「綱領、党則、規約その他これらに相当するもの」の異動については、前記アの(ア)に同じ。

(イ) 「被推薦書」については、適格団体となった場合のみ。

6 政治団体解散届

- (1) 政治団体は、政治団体が解散した場合や目的の変更その他の場合により政治団体でなくなったときは、当該政治団体の代表者及び会計責任者であった者が、解散の日から30日（国会議員関係政治団体にあつては60日）以内に解散の旨及びその年月日とともに、その解散の日現在の収支報告書を併せて提出しなければなりません（法第17条①）。解散届は、郵便等でも差し支えはありませんが、内容の確認等の便宜を考慮し、可能な限り持参による提出をお願いします。

なお、政治団体の本部は、当該政治団体の支部が解散したときには、支部の代表者及び会計責任者であった者に代わり「解散届」を提出することもできます（法第18条④）。

また、当該政治団体が資金管理団体の指定を受けている場合については、解散にあたって、「資金管理団体でなくなった旨の届」の提出も必要となりますので、手続きについては、22頁を参照してください。資金管理団体の解散や指定の取消等により、一年間を通じて資金管理団体に指定されない期間がある場合は、収支報告書表紙の「資金管理団体の指定の期間」を記載する必要があります（一年間を通じて指定した場合には記載不要です。）。

(2) 解散届の記載事項（57頁記載例7参照）

解散年月日及び代表者・会計責任者であった者の記名押印又は署名が必要です。

※ 次のように本人確認書類の提示又は提出をする場合は、記名押印又は署名は不要です。

- ・代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出
- ・代表者及び会計責任者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面（委任状）の提出及び本人確認書類の提示又は提出

(3) 解散届に添付する書類

ア 解散の日現在におけるその年の収入、支出等を記載した収支報告書

※ 解散年における収支報告書の宣誓書には、会計責任者・代表者であった者の記名押印又は署名が必要です。

なお、法第17条第2項適用団体が解散した場合は、同時に提出される各年の収支報告書の宣誓書全てに、会計責任者及び代表者の記名押印又は署名が必要になります。

※ 次のように本人確認書類の提示又は提出をする場合は、記名押印又は署名は不要です。

- ・代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出
- ・代表者及び会計責任者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面（委任状）の提出及び本人確認書類の提示又は提出

イ 国会議員関係政治団体にあつては、政治資金監査報告書

※ 登録政治資金監査人による政治資金監査を実施し、政治資金監査報告書を作成してもらった上で、これを添付する必要があります。

※ この政治資金監査報告書は、登録政治資金監査人が、自署して作成する必要がありますので御注意願います。

7 政治団体の届出がない団体とみなされるとき（法第17条第2項適用団体）

(1) 政治団体が、前年及び当年の（2年連続して）収支報告書を提出期限（翌年の3月31日（国会議員関係政治団体にあつては5月31日））までに提出しなかったとき、この期限を経過した日（4月1日（国会議員関係政治団体にあつては6月1日））から、政治団体としての届出をしていないものとみなされます（法第17条②）。

したがって、これらの政治団体は、その日以後、政治活動（選挙運動を含みます。）のために、一切、寄附を受けたり支出をすることはできません。

(2) 法第17条2項適用団体が、再び政治活動のために寄附を受けたり、支出をしようとするときには、一旦解散の手続き（解散日までの全ての未提出収支報告書と、解散日現在

の当該年分の収支報告書の提出が必要です。) をとり、改めて、通常の政治団体の設立届の届出を行うこととなります。

- (3) 法は、政治団体の自然解散・自然消滅等は認めていませんので、法第17条第2項適用団体のみならず、政治団体として届出をしている団体が政治活動をしなくなったときにも、必ず前記5の解散届を提出しなければならず、この手続きがされない限り、法的には解散したとは認められません。

8 資金管理団体指定届

- (1) 公職の候補者が資金管理団体を指定したときは、その指定の日から7日以内に文書で届け出なければなりません(法第19条①②④)。

資金管理団体として指定できる団体については、4頁の「(3)資金管理団体の定義」に該当する団体となります。

- (2) 資金管理団体指定届の記載事項(58頁記載例8参照)

指定届には、公職の種類、当該公職の候補者の選挙区、現職・候補者等の別、指定年月日、指定する政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名等の記載が必要となります。

9 資金管理団体届出事項の異動届

- (1) 公職の候補者は、8の資金管理団体指定届において届出した事項に異動があったときは、異動の事実の生じた日から7日以内に文書で届け出なければなりません(法第19条③④)。

- (2) 資金管理団体届出事項の異動届の記載事項(59頁記載例9参照)

届出している公職の候補者の公職の種類、選挙区、現職・候補者等の別、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名等の異動が生じた事項について記載することとなります。

10 資金管理団体指定取消届

- (1) 公職の候補者は、資金管理団体の指定を取り消したときは、その取消の日から7日以内にその旨を文書で届け出なければなりません(法第19条③④)。

- (2) 資金管理団体指定取消届の記載事項(60頁記載例10参照)

取消届には、取消年月日、指定している政治団体の名称、主たる事務所の所在地等の記載が必要となります。

11 資金管理団体でなくなった旨の届

- (1) 公職の候補者は、下記ア～エのいずれかに該当するときは、その事実が生じた日から7日以内にその旨を文書で届け出なければなりません(法第19条③④)。

ア 資金管理団体の指定の届出をした者が、公職の候補者でなくなったとき

イ 資金管理団体の指定の届出をした者が、当該政治団体の代表者でなくなったとき

ウ 資金管理団体の指定を受けた政治団体が、解散したとき

エ 資金管理団体の指定を受けた政治団体が、法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったとき

なお、公職の候補者自身が死亡した場合については、政治団体の「届出事項等の異動届」において代表者を変更の上、新しい代表者が指定した者に代わって(2)の「資金管理団体でなくなった旨の届」を提出することとなります。

(2) 資金管理団体でなくなった旨の届の記載事項（61頁記載例11参照）

資金管理団体でなくなった旨の届には、資金管理団体でなくなった年月日、上記(1)のいずれかの事由、指定している政治団体の名称、主たる事務所の所在地等の記載が必要となります。

V 政治団体の会計と収支報告書

1 政治団体の会計処理

(1) 会計帳簿の備え付け及び記載義務

政治団体の会計責任者（Ⅳの4(2)のウにより届出された者）は、「収入簿」、「支出簿」、「運用簿」の会計帳簿を備え、それらに当該団体の全ての収入、支出及び金銭の運用について記載し、管理しなければなりません（法第9条①）。

なお、寄附を受け又は支出をした者は、「7日以内に明細書を会計責任者に提出しなければならない（法第10条①）」とされており、当該団体のために、寄附を受け又は支出をした者は、代表者又は会計責任者と意思を通じて支出した者と同様に扱われます。

また、「2 会計帳簿等の記載要領」及び各帳簿の様式（別冊「政治資金規正法関係様式集」参照）を参考にしてください。

(2) 会計帳簿及び領収書の保存

会計責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書等を収支報告書の要旨が公表された日（要旨が県報掲載された日）から3年間保存しなければなりません（法第16条）。

(3) 政治資金にかかる金銭等の運用

政治団体が有する金銭（公職の候補者等が受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金であり、公職の候補者個人の自己資金等を除く。）等を運用する場合には、①金融機関への預貯金または郵便貯金、②国際証券等、③元本補てん契約のある金銭信託によるものに限定されています（法第8条の3）。

(4) 政治団体が支出できないもの

公職の候補者の選挙運動に関するもの（選挙運動資金及び公職の候補者が拠出する供託金等）については、公職選挙法で規定する「選挙運動費用収支報告書」に記載すべきものとなりますので、政治団体の会計帳簿に記載することのないようにしてください。

ただし、政治団体が公職の候補者に対して「陣中見舞い」、「公認料」、「推薦料」等の名目で寄附した場合については、「支出簿」の「選挙関係費」に記載しなければなりません。

2 会計帳簿の記載要領

各帳簿の記載要領は次の(1)～(3)のとおりですが、会計帳簿の様式については、別冊の様式「政治資金規正法関係様式集」を参考にしてください。

なお、会計帳簿には、全ての収入、支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載しますが、「金銭以外の財産上の利益」の記載にあつては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載します。

また、会計帳簿は、12月31日（政治団体が解散したときは、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印してください。適宜、分冊して作成し、又は補助簿、日計表の類を使用しても差し支えありません。

(1) 収入簿

ア 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の収受をいいます。

ただし、運用するために供与し又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいいます。

イ すべての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。）、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載します。

項 目	記 載 事 項 等
1 個人が負担する党費 又は会費	<p>件数、金額及び納入年月日を記載します。</p> <p>※ 法人その他の負担する会費は「寄附」となりますので、2の寄附（法人その他団体からの寄附）に記載します。</p>
<p>1 寄附</p> <p>① 寄附（政党匿名寄附を除く）</p> <p>② あっせんされた寄附</p> <p>③ 政党匿名寄附</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附者の氏名、住所、職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額。以下同じ。）及び年月日を記載します。 ・ 寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5①に規定する者であつて、同項ただし書きに規定する日本法人をいう。）であるときは、その旨を記載します。 ・ 資金管理団体にあつては、寄附のうち「特定寄附」（資金管理団体の届出をした公職の候補者が、政党から受けた政治活動に関する寄附を、自らの資金管理団体にした寄附）があるときは、その旨を「摘要」欄に「特甲野太郎」というように記載します。 <p>寄附のあっせん者の氏名、住所、職業、当該あっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及び当該政治団体に提供された年月日を記載します。</p> <p>同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額、当該年月日及び場所を記載します。</p> <p>※ 「政党匿名寄附」とは、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において、政党又は政治資金団体に対してする寄附で、その金額が1,000円以下のもの。</p>
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機関紙誌の発行事業、政治資金パーティー開催事業、その他の事業の区分に従い、当該種類ごとの金額及び年月日を記載します。

項 目	記 載 事 項 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ このうち、政治資金パーティー開催事業については、次について記載します。 (1)その開催名称、開催年月日、開催場所、対価に係る収入の金額及び年月日 (2)対価の支払いとした者の区分ごとに、その氏名、住所、職業、当該対価の支払いに係る収入の金額及び年月日 ・ また、政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金パーティー及び対価の支払のあつせん者の区分ごとに、その対価の支払あつせん者の氏名、住所、職業、当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及び当該政治団体に提供された年月日を記載します。
4 借入金	借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日
5 政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入	政治団体が支部を有する場合に、その本部又は支部から供与された交付金に係る収入について、その本部又は支部の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、交付金の金額及び年月日
6 その他の収入	利子収入及び政治活動以外の活動に基因するその他の収入等については、その基因となった事実、その金額及び年月日を記載します。

(2) 支出簿

ア 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付をいい、運用するために供与又は交付した金銭等は含みません。

イ すべての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費（機関紙誌の発行その他の事業費、宣伝事業費、政治資金パーティー開催事業費、その他の事業費）、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で、支出を受けた者の氏名、住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）、その支出の目的、金額及び年月日を記載します。

項 目	記 載 事 項 等
1 経常経費 ① 人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類を記載します。

項 目	記 載 事 項 等
② 光熱水費 ③ 備品・消耗品費 ④ 事務所費	<p>電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等を記載します。</p> <p>机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類、事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、自動車のガソリン等の消耗品の類の購入費を記載します。</p> <p>事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で、事務所の維持に通常必要とされる経費を記載します。</p>
2 政治活動費 ① 組織活動費 ② 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行その他の事業費 ア 機関紙誌の発行事業費 イ 宣伝事業費 ウ 政治資金パーティー開催事業費 エ その他の事業費 ④ 調査研究費 ⑤ 寄附・交付金 ⑥ その他の経費	<p>当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に係るものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類を記載します。</p> <p>選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類を記載します。</p> <p>機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費を記載します。</p> <p>機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に係るものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類を記載します。</p> <p>政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば会場借上料、記念品代、講演諸経費の類を記載します。</p> <p>上記のア、イ、ウ以外の諸事業に要する経費を記載します。</p> <p>政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類を記載します。</p> <p>政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類を記載します。</p> <p>上記の①から⑤以外の政治活動に要する経費を記載します。</p>

(3) 運用簿

政治団体の有する金銭等の運用に関する事項について、預貯金等、国際証券等、金銭信託に区分して記載します。

項 目	記 載 事 項 等
1 預金若しくは貯金又は郵便貯金 ① 預け入れたとき ② 払戻しを受けたとき	当該預金若しくは貯金又は郵便貯金の種類、預け入れた金融機関又は郵便局の名称及び所在地、預け入れの金額及び年月日を記載します。 当該預金若しくは貯金又は郵便貯金の種類、払戻しを受けた金融機関または郵便局の名称及び所在地、払戻しを受けた金額及び年月日を記載します。
2 国際証券等 ① 取得したとき ② 譲渡または償還を受けたとき	当該国際証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地、譲渡の価額及び年月日を記載します。 当該国際証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地、取得の価額及び年月日又は償還を受けた価額及び年月日を記載します。
3 金銭信託 ① 信託したとき ② 信託が終了したとき	当該金銭信託の受託者名称、所在地、信託した金銭の額、信託の設定年月日及び期間を記載します。 当該金銭信託の受託者名称、所在地、委託者に帰属した金銭の額及び信託の終了年月日を記載します。

3 会計責任者の事務の引継等

(1) 会計責任者の更迭があった場合は、前任者は退職の日から15日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければなりません（法第15条）。

会計責任者が引継をすることができないときは、その職務代行者において行わなければなりません。

(2) 引継をするときは、引継をする者において引継書（様式は任意）を作成し、引継の旨及びその年月日を記載し、引継をする者、引継を受ける者において共に署名捺印し、現金、帳簿、明細書及び領収書等を引き継がなければなりません。

4 収支報告書の提出

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日（解散の場合はその日）現在で、その年における収入、支出その他の事項（これらの事項がないときはその旨、いわゆる”ゼロ”報告）を記載した収支報告書を提出しなければなりません（法第12条①）。

なお、この収支報告書を2年連続して提出しなかった政治団体は、提出期限を経過した日以後は、設立の届出をしていないものとみなされ（21頁参照）、政治活動のために寄附を受け、又は支出することが禁止されることとなります（法第17条②）。

(1) 提出期間

原則、翌年の3月31日（土曜日、日曜日、祝日を除く。また、国会議員関係政治団体にあっては、翌年の5月31日）までとなりますが、その間に衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間があった場合には4月末日（国会議員関係政治団体にあっては、6月末日）までとなります。

(2) 収支報告書の提出用紙

ア 提出が必要な書類（用紙）の内容については、30頁に「提出用紙一覧」がありますので、参考にしてください。

イ 様式については、別冊「政治資金規正法関係様式集」の様式を複写して使用するか、当該様式に準じてパソコン等で作成しても差し支えありません。

また、県選管ホームページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>）の「政治団体の届出や政治資金関係」－「政治資金収支報告書関係－政治資金収支報告書様式」から取得することもできます。

ウ 総務省ホームページの「なるほど！政治資金 政治資金関連コーナー」（http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo01_1.html）から会計帳簿・収支報告書作成ソフトをダウンロードして使用することができます。

(3) 収支報告書の記載方法

具体的な記載方法については、62頁からの「収支報告書の記載例」を参考にしてください。

(4) 提出場所

政治団体設立届等の提出場所と同様ですので、17頁の「2 届出先及び提出期限」を御確認ください。

5 収支報告書の閲覧等

収支報告書については、要旨が公表された日から3年間、閲覧または写しの交付を県選挙管理委員会に請求することができます。（県選挙管理委員会届出団体に限る）

閲覧については、「政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧又は写しの交付に関する規程」により、県選挙管理委員会事務局の事務室において、執務時間内にすることができます。

写しの交付については、上記規程で指定された様式により、県選挙管理委員会に対して請求することができますが、写しの作成費用を納付する必要があります。

収支報告書の要旨は、毎年11月末日までに「福島県報」に登載されますので、福島県ホームページの福島県報（Web版）（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01135a/kempou-index.html>）から内容を確認することができます。

また、政治団体から提出のあった収支報告書の写し（領収書を除く）についても、県選挙管理委員会のホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/syuushihoukokusyo.html>）から内容を確認することができます。

◎ 問い合わせ先

県選挙管理委員会事務局（024-521-7062）

収支報告書「提出用紙一覧」

種 類	項 目 の 区 分	内 容
その1	表 紙 (必ず提出)	1～4は提出日現在の届出内容を、それ以外は12月31日現在の届出内容を記載。
その2	収支の状況 (必ず提出)	収支の総計、党費・会費、寄附の状況について記載。収支がなければ「0」を記載。
その3	機関紙誌の発行その他の事業による収入 (「0」は不要)	事業収入がある場合に提出が必要です。
その4	借入金 (「0」は不要)	借入金がある場合に必要です。 ※ 年内に返済した場合でも、借入額を記載。
その5	本部又は支部から供与された交付金に係る収入 (「0」は不要)	政治団体の本部・支部間における交付金収入がある場合に必要です。 ※ 「寄附」は除かれます。
その6	その他の収入 (「0」は不要)	その他の収入がある場合に必要です。
その7	寄附の内訳 (「0」は不要)	(その2)の「寄附」欄に記載した寄附収入がある場合に必要です。 ※ 「個人」「法人その他の団体」「政治団体」の寄附の区分ごとに別葉で作成が必要です。「交付金」は除かれます。
その8	寄附のうちあっせんに係るものの内訳 (「0」は不要)	(その2)の該当する「寄附」欄に記載した寄附収入がある場合に(その7)の区分と同様の区分ごとに必要です。
その9	政党匿名寄附の内訳 (「0」は不要)	(その2)の該当する「寄附」欄に記載した寄附収入がある場合に必要です。
その10	特定パーティーの対価に係る収入の内訳 (「0」は不要)	(その3)の事業のうち、収入額が1,000万円以上の政治資金パーティーの該当があれば必要です。
その11	政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳 (「0」は不要)	(その3)の事業の政治資金パーティーにおいて、「1人又は1法人等」で「20万円を超える」パーティー券の購入者があった場合に必要です。
その12	政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払いのあっせんによるものの内訳 (「0」は不要)	(その3)の事業の政治資金パーティーにおいて、「1件20万円を超える」あっせん者がいた場合に記載が必要です。
その13	収支項目別金額の内訳 (「0」は不要)	経常経費、政治活動の区分ごとに支出額及び総額を記載します。

種 類	項 目 の 区 分	内 容
その14	経常経費（人件費を除く。） の内訳（「0」は不要） ◎資金管理団体、国会議員関係政治団体のみ提出。	人件費をのぞく経常経費について支出がある場合にその区分ごとに明細が必要です。 ※ <u>1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあつては1万円超）</u> の支出については、明細の記載、領収書(写)の添付が必要です。
その15	政治活動費の内訳 （「0」は不要）	経常経費を除く政治活動費について支出がある場合にその区分ごとに明細が必要です。 ※ <u>1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあつては1万円超）</u> の支出については、明細の記載、領収書(写)の添付が必要です。
その16	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳 （「0」は不要）	政治団体の本部支部間又は支部間の交付金支出がある場合に必要です。 ※ 寄附により支出したものを除きます。
その17	資産等の総括表（必ず提出）	資産等の有無について「項目別区分」の有無の記載が必要です。
その18	資産等の項目別内訳 （（その17）が「無」は不要）	（その17）で「有」としたものについて、区分ごとに明細を記載します。
その19	不動産の利用の現況 （（その17）が「無」は不要） ◎資金管理団体のみ提出。	（その17）に「土地」「建物」等の該当があれば必要です。
その20	宣誓書（必ず提出）	提出時現在における、政治団体の名称の記載、会計責任者の氏名の記名押印又は署名が必要です。 ※ 解散時のみ代表者氏名の記名押印又は署名も必要。（記名押印又は署名の代わりに本人又は代理人の確認書類の提示又は提出でも可能）
第15号 様式	領収書等を徴し難かった支出の明細書	領収書がないもの等についての全てを記載します。（※参照） ※ 銀行振込によるため領収書がない場合については、当該明細書が「第16号様式」のどちらかに明細を記載し、「銀行振込明細書領収書(写)」を添付する必要があります。
第16号 様式	振込明細書に係る支出目的書	領収書がないもの等のうち、銀行振込によるもののみについて必要です。（※参照） ※ 銀行振込の場合、当該目的書が「第15号式」のどちらかに明細を記載し、「銀行振込明細書領収書(写)」を添付する必要があります。

VI 政治活動の規制

1 政治活動の定義

政治活動とは、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為を指します。

公選法では、この政治活動の概念から「選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為」を政治活動として、選挙の期間中の特定の政治活動の方法について一定の制限を設けています。

また、選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得、又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為」と規定し、政治活動とは観念的に区別しています。

2 政治活動の制限

政治活動は、憲法で保障された権利であり、本来自由なもので何ら規制されるものではありませんが、政治活動でも、選挙運動の事前運動とみなされるものは公選法によって禁止されています。

したがって、選挙が行われていないときであっても、次の政治活動については一定の制限を受けます。

(1) 文書図画の掲示に関する規制

公職の候補者等（立候補予定者、候補者、現職）の氏名や氏名類推事項（写真、似顔絵等）及び後援団体（公選法第199条の5）の名称を記載した政治活動のために使用される文書図画については、次のアからウを除き掲示できません（公選法第143条⑯）。

ア 立札・看板の類（垂れ幕、横断幕等を含む。）

- ① 掲 示 場 所 政治活動を行う事務所（後援団体の事務所）として申請した場所
- ② 枚 数 選挙の種類により一定の枚数内で、1事務所（1カ所）2枚まで
- ③ 看板の規格 縦150cm×横40cm以内（「足」の部分を含みます。）
- ④ 証票の貼付 選挙管理委員会から交付を受けた「証票」を貼ったものに限り掲示できます。

※ 立札・看板の類は、事務所ごとに事務所の場所を表示するためのものとして掲示されるものであり、事務所の実体のない場所や自動車等に取り付けて掲示したり、自由に看板の掲示場所を変更することはできません。

また、選挙運動期間前に掲示したものは、選挙運動期間中もそのまま掲示しておくことができますが、選挙運動期間中に新たに立札・看板等を掲示することはできません。

⑤ 選挙の種類別の証票枚数（公選令第110条の5）

選挙の種類	証票発行限度枚数		証票交付申請先
	候補者等	後援団体	
衆議院議員			
比例代表	22枚 (1小選挙区で10枚以内)	33枚 (1小選挙区で15枚以内)	中央選管 (総務省)
小選挙区	10枚	15枚	県選管
参議院議員			
比例代表	全国で100枚 (県内で14枚以内)	全国で150枚 (県内で21枚以内)	中央選管 (総務省)
選挙区	14枚	21枚	県選管
県知事	14枚	21枚	県選管
県議会議員	6枚	6枚	県選管
市長・ 市議会議員	6枚	6枚	市選管
町村長・ 町村議会議員	4枚	4枚	町村選管

イ ポスターの掲示

政治活動用ポスターのうち、ベニヤ板やプラスチック板などで裏打ちした状態のポスター（裏打ちポスター）、事務所、連絡所、後援団体の構成員であることを表示するためのポスター及び選挙運動にわたるポスターの掲示は禁止されています。

ただし、それ以外のポスター、例えば演説会の開催告知ポスター等は掲示できますが、そのポスターには必ず、表面に掲示責任者、印刷者の氏名（法人の場合には法人の名称）及び住所を記載しなければなりません（公選法第143条⑱）。

このポスターは、選挙前の一定期間は掲示が禁止されますが、当該期間については、選挙によって期間が異なりますので注意が必要です。

選挙の種類	一定期間
衆議院議員総選挙	任期満了の日の6か月前から、又は解散の日の翌日から選挙の期日まで
参議院議員通常選挙	任期満了の日の6か月前から選挙の期日まで
地方公共団体の選挙	任期満了の日の6か月前から、又は選挙事由発生告示の翌日から選挙の期日まで
補欠選挙・再選挙	選挙事由が告示された日の翌日から選挙の期日まで
便乗（補欠・再）選挙	便乗される選挙の告示日の翌日から選挙の期日まで

ウ 演説会の開催中に掲示するもの

政治活動のための演説会、後援会及び研修会等の会場内で、開催中に掲示される立札・看板・ポスター等は選挙運動にわたらない限り規格及び枚数に制限はありません。

(2) その他の規制

ア 解散電報の禁止

衆議院の解散に関し、公職の候補者等の氏名又は氏名が類推される事項を表示して、郵便又は電報により、選挙人にあいさつする行為は禁止されています（公選法第142条⑬）。

イ あいさつ状の禁止

公職の候補者等は、当該選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類する挨拶状（電報その他これに類するものを含む。）を出すことは、禁止されています（公選法第147条の2）。

ウ あいさつを目的とする有料広告の禁止

公職の候補者等及び公職の候補者等の後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、主としてあいさつ（時候のあいさつ、慶弔、激励、感謝及びその他これらに類する答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類するあいさつなど）を目的とする有料広告を、新聞、雑誌、ビラ及びパンフレット等に掲載したり、テレビ、ラジオ等で放送したりすることは禁止されています（公選法第152条①）。また、誰であれこれらの行為を求めることもは禁止されています（公選法第152条②）。

3 事前運動の禁止

- (1) 公選法は、選挙運動を選挙期日の公示日又は告示日前に行うことを禁止しており（公選法第129条）、形式上は合法的な文書図画であっても、実態において選挙運動と認められるものは、事前運動となり禁止されます。

特に、選挙前に行う「後援団体の政治活動」については注意が必要です。例えば、後援会の加入文書に投票依頼の文言を記載したり、氏名をことさらに大書きしたり、写真や経歴を掲げ「〇〇を大成させていただきたい」等を記載をすることや、後援会事務所の所在や連絡先のない後援会の加入勧誘の文書の頒布、総会及び後援会の日時や開催場所を記載しないもの等については、選挙運動性がある（事前運動である）とみなされるおそれがあります。

- (2) 選挙運動（事前運動）とみなされない行為には、次のものがあります。

ア 「立候補準備行為」・・・政党の公認を求める行為、立候補のための瀬踏み行為、立候補のために供託金を供託することなど

イ 「選挙運動の準備行為」・・・選挙運動費用の調達、選挙事務所借り入れ・選挙運動員・労務者の内交渉、ポスター・看板等の作成など

ウ 「政治活動」・・・地盤培養行為、党勢拡大、政策宣伝等

エ 「後援会活動」・・・選挙運動にわたらない政治活動

オ 「社交行為」・・・社会通念上認められる範囲の行為（寄附には一定の制限あり）

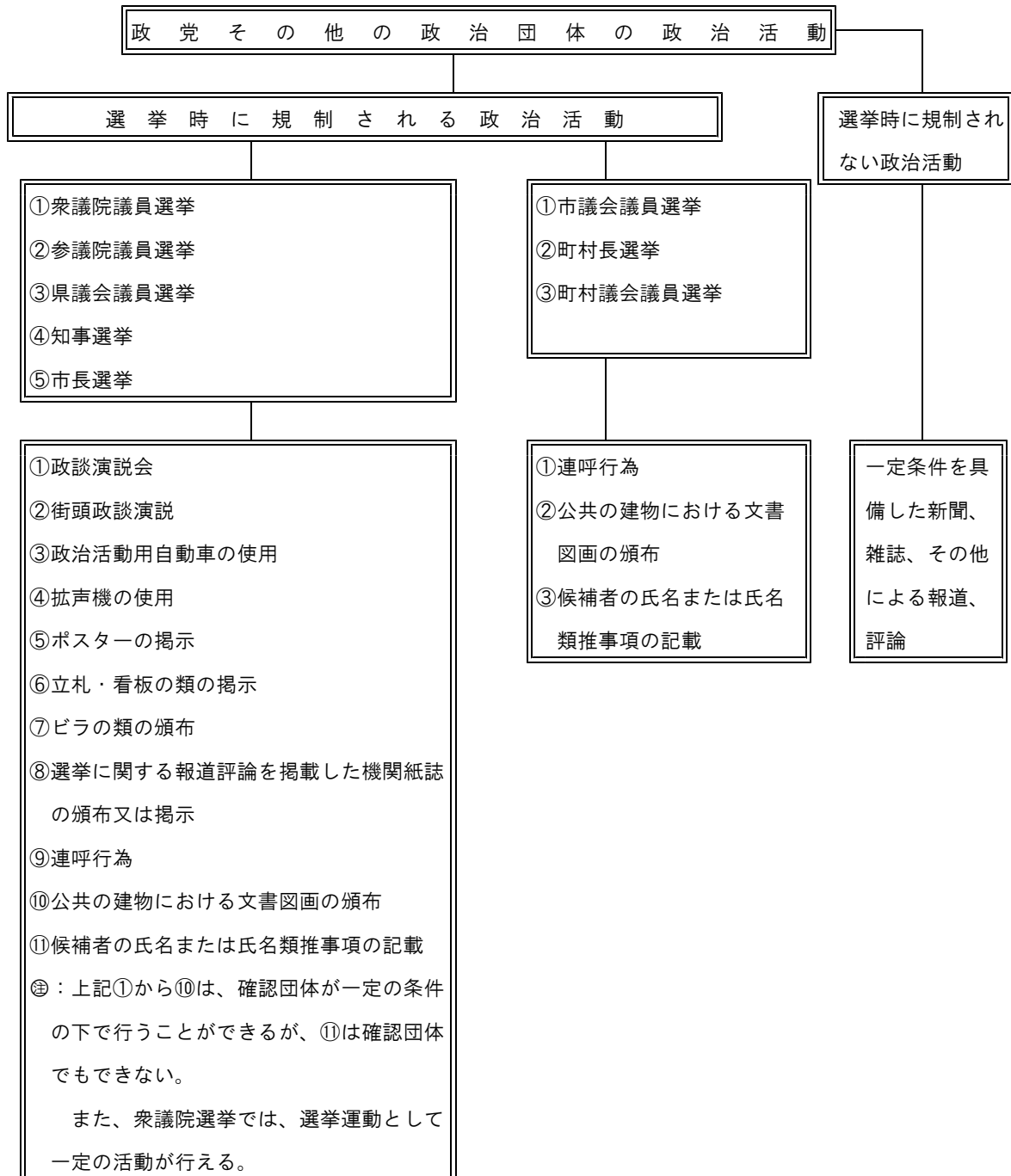
4 選挙期間中の政治活動の規制

(1) 公選法では、特定の選挙（衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、県知事の選挙、県議会議員の選挙及び市長の選挙）について、「政党その他の政治活動を行う団体」の政治活動を、選挙の公示の日又は告示の日から選挙の当日の間に限って制限しています。

これらの特定選挙が行われている期間中は、確認団体の申請のあった団体（確認団体）のみが、一定の政治活動を行うことができます。

なお、団体とみなされない純粋な個人の政治活動は、選挙運動にわたらない活動に限り規制の対象とされません。

(2) 選挙時に規制される活動の概要



- (3) 「確認団体」とは、参議院議員の選挙、県知事、県議会議員の選挙、市長の選挙において、一定の要件を満たす団体が、当該選挙の公示又は告示後に届出を行うことにより、選挙期間中も一定の政治活動を行うことができる団体であり、この届出のない団体は、政党も含めて政治活動が禁止されます。

ただし、衆議院議員の小選挙区の候補者届出政党及び名簿届出政党以外の政党、その他の政治活動を行う団体は、政談演説会、街頭政談演説会の開催、ポスターの掲示、立札及び看板の類の掲示、ビラの頒布、宣伝告知のための自動車及び拡声機の使用については公示の日から、選挙の当日まで禁止されます。

また、市町村議会議員の選挙及び町村長の選挙においては、「確認団体」制度がないのでこれらの選挙が行われている期間であっても、政治活動が規制されませんが、これらの選挙期間中に「確認団体」制度のある選挙が行われる場合、その期間中に限って、政治活動が規制されますので注意が必要となります。

VII 政治資金と税

1 政治団体に対する課税

(1) 寄附収入に対する課税

人格なき社团は、法人課税上、法人とみなされ法人税の適用は受けませんが（法人税法第3条）、収益事業から生じた所得以外の所得については、法人税を課税されないこととされています（法人税法第7条）。また、法人格を有する政党等についても、収益事業から生じた所得以外の所得については、法人税を課税されないこととされており（法人税法第7条、法人格付与法第13条①）、政治団体の寄附収入には法人税は課税されません。

また、相続税法では、人格なき社团は個人とみなして相続税法を適用するとされていますが（相続税法第66条）、法人からの寄附収入は贈与税の対象とされません（相続税法第21条の3①Ⅰ）。個人からの寄附収入は贈与税の対象となりますが、公益を目的とする事業を行う者が贈与により取得した財産で、当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なものは非課税措置が取られており（相続税法第21条の3①Ⅲ）、政治団体が受けた政治活動に関する寄附は、一般的にはこれに該当するものとされています。

法人格のある政党等も、法人は贈与税の納税義務者となっていない（相続税法第1条の4）ことから、贈与税は課税されません。

(2) 事業収入に対する課税

政治団体が行う収益事業の所得は法人税の対象となります。

しかし、「収益事業とは、販売業、製造業その他法令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう（法人税法第2条⑬）」とされ、これに該当する事業を政治団体が行っていれば、課税されることとなります。例えば、通常行われているパーティー開催事業は収益事業に該当しないと解されており、出版事業（機関紙誌等の発行事業）も「特定の資格を有する者を会員とする法人が、その会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するためのもの及び学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するための会報はもっぱら会員に配布するために行うものを除く（法人税法施行令第5条①ⅱ）」に該当するものであれば、課税対象外とされています。

このように、政治団体に対する課税は、政治団体はその収入のほとんどを寄附による収入と事業による収入に依存していることから、これらの収入については収益事業以外であれば課税されません。しかし、政治団体はその収入を政治活動以外のために消費するような場合には当然に課税の対象となり、また、政治団体が得た収入をその構成員に配分するなどした場合には、その受益者において課税されることとなります。

ただし、消費税については、事業者が対価を得て行う資産の譲渡に課税され（消費税法第4条①）、法人格を有する政党等のほか、人格なき社团は法人とみなされることから（消費税法第2条①Ⅳ、第3条）、政治団体もこの事業者に該当しますので、政治団体が購読料等の対価を得て機関紙誌等を発行する場合には、課税されます。

2 公職の候補者に対する課税

公職の候補者自身が政治活動に関して受けた政治資金(寄附)は、雑所得となり、他の所得と合算して課税対象になります。

(政治資金に関わる収入) - (政治活動の費用) = 雑所得

※ 雑所得として他の所得と合算して課税対象とされる。

しかし、この資金のうち政治活動のために消費した費用分は、課税対象外となりますので、控除します。

ただし、政治活動に要した費用の方が政治資金として受けた収入より多いときは(赤字分)は、他の種類の所得の黒字と損益通算ができません。

なお、選挙運動に関して受けた収入で、公選法第189条の規定により収支報告されているものについては課税されません(所得税法第9条①vii、相続税法第21条の3①VI)。

3 会社等の寄附に対する課税

法人が政党・政党の支部、政治資金団体に対し、その政治活動に関する寄附を行った場合、これは通常の寄附金として取り扱われ、他の寄附金と合算して寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金参入の対象となります(法人税法第37条)。

なお、法人の寄附金の損金算入限度額は、次の算式により計算されます(法人税法施行令第73条)。

$$\left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{2}$$

4 個人の寄附に対する課税

個人のした寄附については、個人献金を奨励する目的から、一定の要件のもとに税の優遇措置を設けています。

なお、優遇措置の内容は下記のとおりですが、詳細は、国税局(個人課税課)又は最寄りの税務署(所得税担当)、税務相談室にお問い合わせください。

(1) 優遇措置の要件

個人が政治団体に対して寄附をしたときすべてが課税上の優遇措置を受けられる訳ではなく、以下の要件の全てに適合することが必要です(措置法第41条の18)。

ア 個人の寄附であること

優遇措置が受けられるのは、「個人がする政治活動に関する寄附」に限られ、政治団体の規約等で定めている党費・会費や、政治資金パーティー等の事業の会費のような「債務の履行としてなされるもの」は対象になりません。

イ 寄附の相手方の範囲(措置法第41条の18①、本文)

(ア) 政党及び政党支部(措置法第41条の18①一)

(イ) 政治資金団体(措置法第41条の18①二)

(ウ) 国会議員関係政治団体の2号団体(措置法第41条の18①四イ・ロ)

(エ) その他の政治団体の第1号団体のうち、現職の国会議員が主宰する政治団体、現職の国会議員が主たる構成員である政治団体で「国会議員氏名届」(19頁参照)

を提出している団体（措置法第41条の18①三）

- (オ) その他の政治団体の第2号団体のうち、都道府県議会議員、都道府県知事、政令指定都市の議会の議員若しくは長の職にある者、これらの公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とした政治団体のうち、「被推薦書」（19頁参照）を提出している団体（措置法第41条の18①四イ・ロ）

※ (ウ)と(オ)については、当該公職の候補者の「被推薦書」若しくは「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を事前に提出している後援団体で、当該公職の候補者が「立候補した選挙の年」と「その選挙の前年」の寄附に限り寄附金控除の対象となります。

しかし、「被推薦書」若しくは「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」の届出のない場合は、寄附金控除の対象になりませんし、また、現職であっても届出のない場合は、同様ですので必ず届出をしてください。

- (カ) 租税特別措置法で定める特定の公職の候補者（措置法第41条の18本文）

国会議員（衆議院の比例代表選出議員を除く）、都道府県の議会の議員、都道府県知事、政令指定都市の議会の議員若しくは市長の職の候補者として当該選挙に立候補したときは、その「選挙運動に関する寄附」についても、同様に寄附金控除の対象となります。これらのついては、出納責任者が、選挙運動収支報告書に、寄付者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載することが必要です。

ウ 優遇措置の対象となる期間

- (ア) 国会議員関係2号団体、租税特別措置法で定める特定の公職の候補者の後援団体
これらの政治団体は、推薦し、又は支持する公職の候補者が現職あるいは選挙に立候補していることが要件であるため、公職の候補者が立候補した年及びその前年と、現職が立候補しなかった時はその議員の任期までが対象となります。

- (イ) 国会議員が主宰者又は主な構成が国会議員である団体

国会議員氏名届を提出している政治団体は、届出されている者全てが現職でなくなったときは、現職でなくなった日から優遇措置を受けられません。

エ 収支報告書に寄附者が記載されていること

適用を受けるためには、寄附を受けた政治団体が収支報告書（公職の候補者の場合は、公選法第189条の規定による選挙運動収支報告書）に寄附者の氏名、住所、職業、寄附金額及び寄附年月日を記載していることが必要です。

オ 優遇措置が受けられない場合

- (ア) 政治資金規正法に違反する寄附

- (イ) 立候補予定者に係わる政治団体に寄附をしたが、当該立候補予定者が立候補しなかったとき。

- (ウ) 公職の候補者本人が自己の政治団体（後援会）又は自らが主宰している団体等に寄附をしたとき。

- (エ) 公職の候補者がお互いに相手方の後援会に寄附をし合う場合等、寄附者に特別の

利益が及ぶと認められるとき。

(2) 「寄附金（税額）控除のための書類」の交付（記載例9 1頁参照）

寄附を受けた適格団体は、収支報告書に寄附者の氏名等を記載するとともに、収支報告書を提出する際に「寄附金（税額）控除のための書類」を寄附者ごとに作成したものを添付し、県選挙管理委員会（総務大臣届出団体は総務大臣）の確認印を受け、これを寄附者に交付します。

寄附者は交付を受けた「寄附金（税額）控除のための書類」を税務署へ確定申告の際に添付し、税の軽減を受けることとなります。

なお、収支報告書の提出が遅れて「寄附金（税額）控除のための書類」の交付が税の確定申告の期限まで間に合わない（収支報告書の提出期限は3月31日ですが、確定申告の期限は3月15日です。）場合等は、当該団体からの「寄附金の領収書（写）」を添付して申告し、後日「寄附金（税額）控除のための書類」を税務署へ提出することもできます。

※ その年の分については、通常の手続きによりますが、前年分について遡及して適用を受けようとする場合は、次の手続きが必要となります。

ア 前年分について確定申告をしている場合

更正の請求をする。ただし、期限は確定申告の期限から1年間に限る。

イ 前年分について確定申告をしていない場合

期限後の確定申告をする。ただし、期限は確定申告の期限から5年間に限る。

(3) 寄附金控除の額

政治団体に寄附した者の寄附金控除は、所得控除により計算されます。

ただし、政党、政治資金団体に対する寄附に関しては、「所得控除」と「税額控除」のいずれかを選択することができます。

ア 所得控除の額は、（①又は②のいずれか少ない方の金額）－（五千元）

① 特定寄附金（※）の支出額

② その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の40%相当額

イ 税額控除の額は、

〔（その年中の政党等に対する寄附金の合計額）－5千元〕×0.3

※ 「特定寄付金」と国や地方公共団体に対してする寄附や公益法人に対する寄附で、財務大臣が指定した寄附等をいい、個人がする寄附でも、一定の要件に該当するものは、この特定寄附金とみなされることとされています（措置法第41条の18）。

Ⅷ 規正法の罰則

政治資金規正法罰則一覧

違反行為	規正法 関係条文	罰則	規正法 関係条文
届出前の寄附の受領・支出金違反	8	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金	23
会計帳簿の備付・記載義務違反	9、18②、19の4	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	24 I
明細書の提出違反、記載義務違反	10	〃	24 II
領収書などの徴収・送付義務違反	11	〃	24 III
会計帳簿等の保存義務違反	16	〃	24 IV
〃 への虚偽記入	16	〃	24 V
事務の引継義務違反	15	〃	24 VI
収支報告書等の訂正命令違反等	31	〃	24 VII
収支報告書等の提出義務違反	12、17	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金	25① I
政治資金監査報告書の提出義務違反	19の14	〃	25① I の II
収支報告書等への記載義務違反	12、17、18③、19 の5	〃	25① II
〃 への虚偽記入	12①、17①	〃	25① III
会計責任者の選任及び監督に対する注意義務違反	25	50万円以下の罰金	25②
会社等の寄附制限、候補者等への寄附、量的制限違反等	21①、21の2①、21 の3①②③、22①②	1年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	26 I
会社等への寄附の勧誘・要求違反	21③	〃	26 II
会社等からの寄附受領、量的制限違反	22の2	〃	26 III
補助金団体等の寄附違反	22の3①②	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	26の2 I
〃 の寄附違反者への寄附の勧誘・要求	22の3⑤	〃	26の2 II
補助金団体等・外国人・匿名等の寄附の受領違反	22の3⑥、22の5、 22の6③	〃	26の2 III
匿名等の寄附制限違反	22の6①	〃	26の2 IV
パーティー対価の匿名支払違反	22の8④	〃	26の2 V
〃 の支払受領違反	22の8④	〃	26の2 VI
赤字会社からの寄附違反	22の4①	50万円以下の罰金	26の3 I
〃 からの寄附受領違反	22の4②	〃	26の3 II
パーティー対価の支払受領制限違反	22の8①	〃	26の3 III
〃 の告知義務違反	22の8②	〃	26の3 IV
〃 の支払制限違反	22の8③	〃	26の3 V
寄附のあっせん違反	22の7①	6か月以下の禁錮又は30万円以下の罰金	26の4 I
パーティー対価の支払あっせん違反	22の8④	〃	26の4 II
公務員の関与等制限違反	22の9①	〃	26の4 III
〃 の要求違反	22の9②	〃	26の4 IV
寄附のあっせんの控除違反	22の7②	20万円以下の罰金	26の5 I
パーティー対価のあっせんの控除違反	22の8④	〃	26の5 II
政治資金監査人の政治資金監査報告書の記載義務違反	19の13③	30万円以下の罰金	26の6
政治資金監査人等の秘密保持義務違反、政治資金適正化委員の秘密保持義務違反	19の28	1年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	26の7
23条、24条、25条①、26条、26条の2、26条の4	23、24、25①、 26、26の2、26の4	禁錮及び罰金の併科	27①
24条、25条①	24、25①	重大な過失による違反は処罰	27②